

# 私道整備工事を希望される皆様へ

品川区では私道の安全確保と生活環境を向上させるため、私道の舗装や下水管新設工事等を行う際「品川区私道整備に関する条例」に基づき、予算の範囲内において工事費の助成を行っています。なお、私道整備工事は区が行いますので、工事を希望される方は以下の事項をお読みのうえ、代表者様をお決めいただき申請して下さい。

## 助成の対象となる私道と助成率

### 【全額区の負担】

・道路幅員が2.5メートル以上で、起点または終点が公道に接続しているか、公道に通り抜けられる私道（幅員2.5メートル以上）に接続している私道

### 【工事費の10パーセントを地元が負担】

・道路幅員が1.2メートル以上2.5メートル未満で、起点または終点が公道に接続しているか、公道に通り抜けられる私道（幅員2.5メートル以上）に接続している私道

- ※ 舗装や側溝の整備が部分的でないこと。（例えば穴埋めなどはお受けできませんのでご注意ください。）
- ※ 私道に面して住んでいる方が2戸以上であり、土地所有者や私道沿いに住んでいる方々全員が、整備を承諾されていること。
- ※ 埋設管（ガス管・水道管など）の移設が必要な場合については、移設費用のご負担をお願いすることがあります。

## 工事の内容

- ① 路面の舗装（厚さ11cm程度のアスファルト舗装）
- ② L形側溝の改修（基礎は碎石程度）
- ③ 階段の簡易な補修（モルタル仕上げ程度の補修）
- ④ 汚水枡、人孔等の蓋取替えおよび下水道管の割れ補修
- ⑤ 手すりの補修および新設（一般構造用炭素鋼管材程度）
- ⑥ 下水道管および人孔の新設（東京都下水道局の仕様）  
（注）下水道管の新設は、2戸以上がくみ取り便所から水洗便所に改造するものに限る
- ⑦ 交通安全施設の設置（カーブミラー、スクールゾーン標示等）

## 申し込みの方法

- ① 申請に必要な用紙は区役所建築課細街路担当（本庁舎6階）に用意してあります。
- ② 代表者様からの申請になりますので、代表者を土地所有者または私道に面した方の中からお決め下さい。
- ③ 申請書には、当該私道の土地所有者および沿道住民など全員の承諾書が必要となります。申請書類は以下の2種類です。
  - ・私道整備工事委託・工事費用助成申請書
  - ・私道整備工事施行承諾書

裏面へ続く

## 工事までの流れ

- ① 事前相談・・・制度の内容や助成の条件などについてご説明します。
- ② 現地確認・・・代表者様に現地で立ち会っていただき、工事の内容や範囲について確認を行い、工事助成の可否について審査します。
- ③ 見積書の作成・・・地元負担金がある場合、ご要望があれば工事費の概算見積書を工事業者から提出します。
- ④ 申請書の受理・・・提出された申請書を審査し受理します。
- ⑤ 測量・設計・・・工事設計業者が測量を行うため、代表者様と工事の範囲や内容について、再度ご確認をお願いします。
- ⑥ 業者・費用決定・・・区の工事入札により工事業者を決定します。この時点でご負担いただく金額が確定しますので、工事費用助成決定通知書で金額をお知らせします。
- ⑦ 負担金の納入・・・負担金がある場合、お渡しする納付書によりお近くの金融機関で負担金を納めていただきます。  
負担金が納付されてからの工事着手となります。
- ⑧ 工事着手・・・工事業者から工事の時期などをお知らせする案内を、近隣の皆様にお配りします。ご要望等がありましたら申しつけてください。
- ⑨ 工事完了・・・工事期間は規模によって異なりますが、5日～15日程度です。
- ⑩ 引き渡し・・・工事完了後、区の検査合格後に代表者様に引渡書を提出します。

2. 申請書

5. 測定

6. 受託決定書

6. しゅん工引渡書

## 工事完了後の維持管理

私道は皆様の大切な財産です。工事引き渡し後の維持管理は地元の皆様で行っていただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

## その他補足事項

- ① 申請書受付後の工事の着手は、予算の範囲内において受付順で行っていますので、しばらく時間を頂くこととなります。概ね6ヶ月～2年程度要しています。
- ② 埋設されている水道管やガス管の取替え工事の有無については、事前に代表者様から下記連絡先までお問合せ願います。  
水道：東京都水道局南部支所配水第一課工事調整担当 電話 3763-4136  
ガス：東京ガス(株)南部導管ネットワークセンター保全・照会工事グループ  
電話 5484-4611
- ③ 境界鉾については工事の支障になる場合、一時取り外すこととなりますが、事前に測量を行い、元の位置に戻します。必要に応じ、代表者様にご確認いただくことがありますのでよろしくお願いいたします。
- ④ 舗装工事や排水設備工事では、自動車が通行止めとなる日が発生します。その際の代替駐車場の費用は、負担できませんのでご理解をお願いします。

## お問い合わせ先

品川区 都市環境事業部 建築課 細街路担当  
電話 5742-9173  
FAX 5742-6898